

**研究助成の審査にあたっての研究助成委員会
および東西合同役員会での申し合わせ事項**

2006年度第1回東西合同役員会承認
(2006年9月6日開催)

- (1) この助成は、協会加盟図書館および加盟図書館員の活動に何らかの形で寄与できると判断される場合に、個人、共同研究および一大学図書館または複数の図書館において行われた研究(協会が指定する課題による研究を含む)等を対象に研究助成を行う。

[規程第1条]

- (2) 研究助成には、協会の委員会または地区部会が編集し、加盟校に無償配布または頒布する出版物に対する出版補助ないし編集経費の補助を含める。

[規程第3条]

- (3) 研究助成の申請にあたっては、研究計画書、資金調達計画書および研究者または研究代表者の所属する図書館の館長の推薦書の提出が必要である。

研究期間が複数年度(最長3年間)にわたる場合は、その旨を研究計画書に明示する

[規程第5条]

- (4) 同一人ないしは同一グループに対する研究助成は、原則として5年以上の間隔をおいて行う。

[規程第7条]

- (5) 出版補助の場合を除き、一件に対する研究助成金は、原則として当該年度の特別会計予算(原則として60万円)の範囲内とする。

研究計画が複数年度にわたる場合、その助成額は年次計画にもとづき(上限単年度60万円、合計120万円)の範囲内とする。

[規程第7条]

- (6) 所属館長を経てとは、第4条第2号の場合は、研究代表者の所属する図書館長とし、同条第3号および4号の場合は、代表者が直接会長校に報告することとする。

[規程第5条、第6条、第7条、第9条]

- (7) この助成による研究の成果(研究が複数年にわたる場合は、毎年度研究の中間報告を会長校に提出し、最終年度に研究成果報告)は、出版補助の場合を除き、原則として次年度の総会・研究大会において発表することとする。

[規程第 10 条]

- (8) 研究課題の設定については、常任幹事会が研究助成委員会に原案(課題、募集方法、研究体制等)の作成を諮問し、その答申を受けて東西合同役員会で決定する。

[規程第 3 条]

以 上